

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	大阪府島本町

## 島本町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 都市創造部環境課  
所在地 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
電話番号 075-962-2863  
FAX番号 075-961-6298  
メールアドレス kankyou@shimamotocho.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カラス、サル、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	大阪府島本町（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		備考
	品目	被害数値	
イノシシ	野菜・筍等	被害金額 1,677千円 被害面積 452a	令和2、3年度は筍を特用林産物と判断し農業被害調査で報告をあげなかったが、令和4年度からは農業被害として報告することで整理した
シカ	野菜・筍等	被害金額 1,308千円 被害面積 505a	
カラス サル アライグマ	—	被害金額 0円 被害面積 0a	町内全域でアライグマ対策が普及している

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシ、シカは中山間部を中心に一定数生息していると推測され、通年で筍等に被害を与え続けており、今後も継続的な被害が想定される。</p> <p>・カラスやサル、アライグマによる農作物被害は近年報告されていない。しかし、アライグマ等による生活環境被害は報告されており、町域内に一定数生息していることから、引き続き警戒する必要がある。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標（目標値：筍を含めた被害を2割減）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	被害面積 452a	被害面積 362a
	被害額 1,677千円	被害金額 1,342千円
シカ	被害面積 505a	被害面積 404a

	被害額	1,308 千円	被害金額	1,046 千円
カラス	被害面積	0 a	被害面積	0 a
サル	被害額	0 円	被害額	0 円
アライグマ				

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 町内の狩猟グループ及び町鳥獣被害対策実施隊による捕獲 ・ 農家等への特定外来生物（アライグマ）捕獲器具の貸出	・ 狩猟者の負担増や高齢化による捕獲担い手の減少。
防護柵の設置等に関する取組	（直近3ヶ年では柵設置等なし）	・ 防護柵を設置したエリア内は被害が軽減するが、有害鳥獣の生息数は減らないため、別の地域へ移動して被害を与える可能性がある。
生息環境管理その他の取組	・ 農家等からの相談に応じ、被害防止方法を啓発する。	・ 相談件数が少ないが、農業等への防除技術等の普及が進んでいない。 ・ 遊休農地等、有害鳥獣の繁殖の温床を解消することが急務。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<p>・ 平成22年5月に設立した「島本町鳥獣被害防止対策協議会」を中心に、関係機関や府と連携を取り総合的な鳥獣被害防止対策を進める。</p> <p>・ 町内の狩猟グループや、農林業者と協力し、島本町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲を進める。</p>
--

・防護柵の設置により被害軽減を図る。集落域・市町域を超えた広域的な防護柵の設置及び檻の設置を推進し、農地への有害鳥獣の進入を防止する。  
 ・ほ場周辺の雑草・木の刈払いや餌場となる野菜くず等の撤去など、集落環境を整備する取組を、地元実行組合を通じて推進していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
 (ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

・イノシシ、シカのわなによる捕獲は、町内狩猟グループの協力の下、島本町職員による鳥獣被害対策実施隊が中心となっていく。  
 ・設置したわなの見回りは、依頼した農家等のサポートのもと行う。  
 ・町は、農林業者の狩猟免許取得や、捕獲担い手の育成・確保、わな設置の推進により、有害鳥獣捕獲を進める。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。  
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R7~R9	イノシシ シカ	・町内の狩猟グループによる捕獲を実施する。 ・鳥獣被害対策実施隊によりわなを町内に設置し、捕獲する。
	カラス	・農家等の要望があれば、必要に応じて捕獲等を実施する
	サル	・鳥獣被害対策実施隊により威嚇用煙火等を使用し、追い払いを行う。
	アライグマ	・外来生物捕獲檻を農家等に貸し出し、捕獲する。捕獲個体は町委託事業者等において安楽死措置を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）（令和4年4月1日～令和9年3月31日）、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）（令和4年4月1日～令和9年3月31日）、大阪府アライグマ防除実施計画（第4期）（令和3年4月1日～令和8年3月31日）及び捕獲実績に基づき、有害鳥獣捕獲を行う。 ・また被害防止の目的を達成するための必要最小限の有害鳥獣捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	60頭	60頭	60頭
シカ	120頭	120頭	120頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・イノシシ、シカ 町内の狩猟グループと連携し、毎年被害が確認されている箇所に重点的にわなを設置し、有害捕獲許可に基づく鳥獣の捕獲を行う。 ・カラス 農家等の要望があれば、必要に応じて捕獲等を実施する。 ・アライグマ 農家等に専用の特定外来生物（アライグマ）捕獲檻を貸し出し、捕獲する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
島本町 (平成19年4月 権限委譲済)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ、シカ	普及啓発に向けて取り組む。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ、シカ	普及啓発に向けて取り組む。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R7~R9	イノシシ シカ カラス サル アライグマ	・農地をエサ場にしないための稲刈り後の耕起や不要な果実処分等、鳥獣の餌付防止対策推進 ・休耕地・耕作放棄地の管理啓発

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる

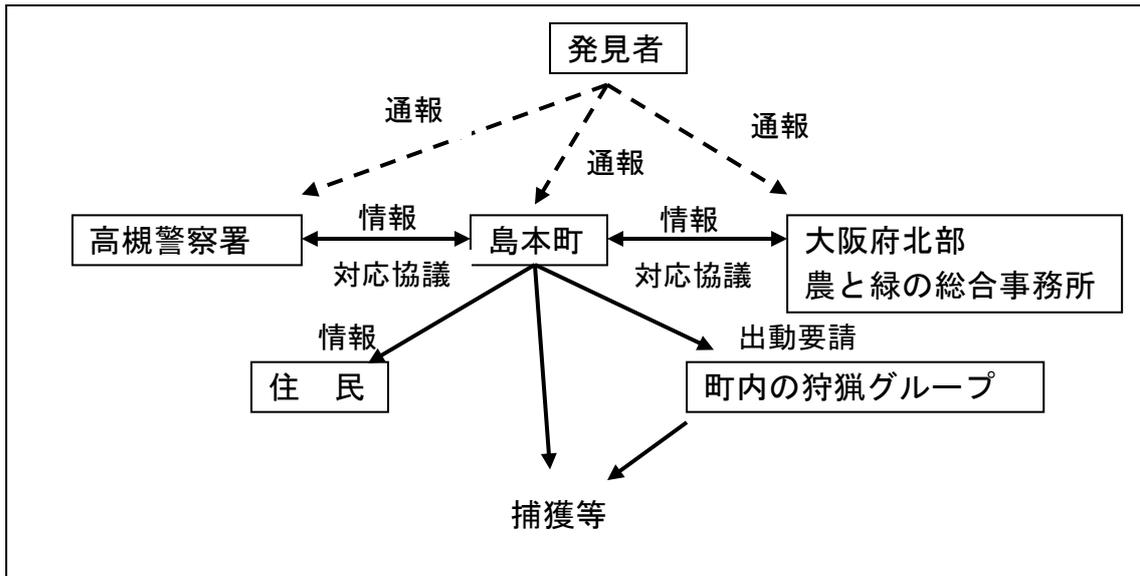
おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
町内の狩猟グループ	対象鳥獣の捕獲等に関する事
高槻警察署	安全確保に関する事
大阪府北部農と緑の総合事務所	関係機関への情報提供及び対応の協議等に関する事
島本町	対処全般に関する事

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシ、シカは町内の食肉処理加工施設に搬入し、資源の有効活用を図る。食品として活用できない個体については、町内の狩猟グループにおいて適切に処理する（解体、施設での焼却、土中埋設等）。
- ・アライグマについては、町委託事業者等による安楽死措置後、焼却処分

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・イノシシ、シカ（食肉加工） 令和6年度実績 計65頭 食肉加工可能な個体は全数を食肉とする。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	島本町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
町内の狩猟グループ	有害鳥獣の生息状況収集・捕獲
高槻市農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
大阪府農業共済組合北部支所	有害鳥獣の農作物被害状況の確認、対策支援
大阪府森林組合	有害鳥獣の森林被害情報収集、対策支援
大阪府北部農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
島本町	事務局担当。協議会に関する連絡及び調整。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記

入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	有害鳥獣被害防止にかかる情報提供、指導助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・島本町職員による鳥獣被害対策実施隊を組織し、狩猟免許所持者による捕獲に努めるほか、追い払いや防除技術の指導についても実施する。  
※ 令和7年11月7日時点で、隊員は6名。

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・隣接する市町の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、わなを仕掛ける日を合わす等、広域的な取組により有害鳥獣捕獲体制を強化する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。